

伊達市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

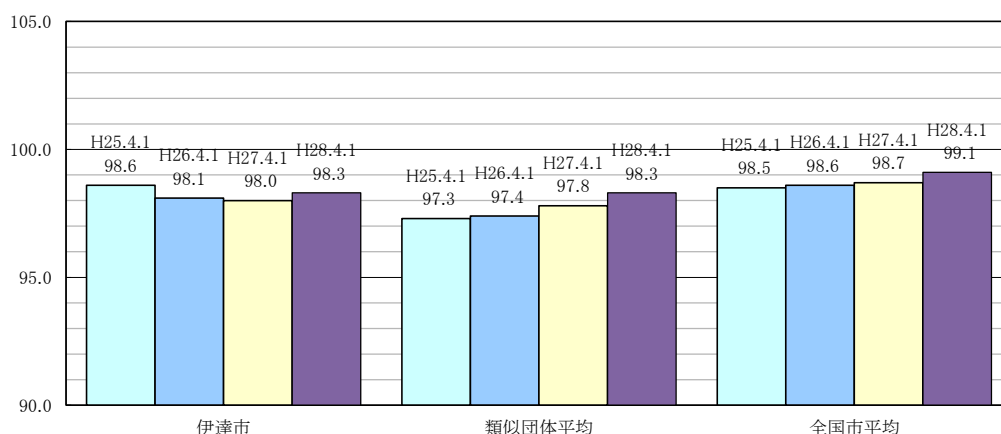
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	63,015	30,677,340	1,718,798	4,338,900	14.1%	13.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	485	1,790,589	232,485	665,453	2,688,527	5,543	5,857

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)摘要職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
28年度	379,219	379,026	193 (0.05%)	0.06	0.04	0.17

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
28年度	4.25	4.15	0.1	0.1	4.25	4.30

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業書で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ、平均0.8%引き下げ。
若年層については、引き上げを行い、高齢層を中心に最大3.0%の引き下げを実施。
激変緩和のため、5年間(平成33年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し

単身赴任手当、管理職特別勤務手当について、福島県に準拠し見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊達市	41.3 歳	311,800 円	373,353 円	336,398 円
福島県	42.7 歳	331,000 円	416,157 円	361,628 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.8 歳	322,606 円	385,830 円	353,295 円

② 技能労務職

区分	公務員				民間			備考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
伊達市	51.8歳	15 人	340,200 円	360,106 円	354,493 円	—	—	—	
うち学校給食員	54.5歳	7 人	352,400 円	366,714 円	364,214 円	調理士	45.7歳	235,100	1.56
うち用務員	53.5歳	4 人	348,900 円	376,575 円	367,650 円	用務員	55.2歳	199,900	1.88
うち自動車運転手	48.5歳	2 人	326,600 円	357,450 円	354,750 円	自家用乗用自動車運転者	62.5歳	200,800	1.78
うちその他	42.3歳	2 人	293,900 円	306,850 円	293,900 円	—	—	—	
福島県	54.3歳	243 人	356,000 円	397,364 円	373,969 円	—	—	—	
国	50.4歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	
類似団体	51.7歳	31 人	314,844 円	342,786 円	328,869 円	—	—	—	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊達市	5,819,272 円	—	—
うち学校給食員	5,956,768 円	3,069,000 円	1.94
うち用務員	6,044,700 円	2,732,900 円	2.21
うち自動車運転手	5,751,300 円	2,650,500 円	2.17
うちその他	4,942,400 円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。(平成25年～27年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		伊達市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	181,700 円	188,400 円	176,700 円
	高 校 卒	148,700 円	153,200 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	150,800 円	- 円
	中 学 卒	129,900 円	142,300 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

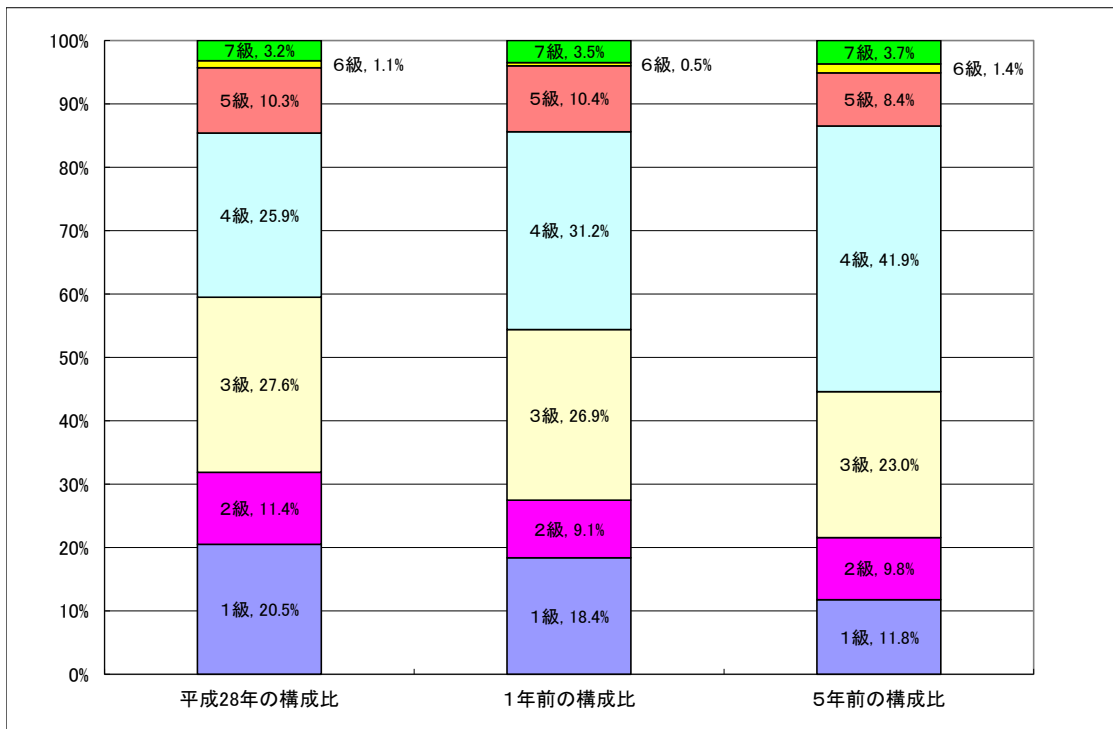
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	242,275 円	344,878 円	379,467 円	396,300 円
	高 校 卒	201,400 円	300,400 円	340,400 円	376,000 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	320,750 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	1 主事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が主事と同等と認められる職務	76 人	20.5 %	144,100 円	252,900 円
2 級	1 主任主事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が主任主事と同等と認められる職務	42 人	11.4 %	195,800 円	311,100 円
3 級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が係長と同等と認められる職務	102 人	27.6 %	232,600 円	358,200 円
4 級	1 課長補佐の職務 2 職務の内容及び責任の程度が課長補佐と同等と認められる職務	96 人	25.9 %	267,000 円	395,900 円
5 級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が課長と同等と認められる職務	38 人	10.3 %	294,200 円	407,500 円
6 級	1 部次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が部次長と同等と認められる職務	4 人	1.1 %	325,800 円	418,100 円
7 級	1 部長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が部長と同等と認められる職務	12 人	3.2 %	371,300 円	455,900 円

(注) 1 伊達市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにける運用	伊達市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 達 市		福 島 県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,447 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,718 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.40)月分 (0.75)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.40)月分 (0.75)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	伊達市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

伊 達 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置 ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置として 2%～20%の加算があります。 ・一人当たり平均支給額 9,998 千円 22,028 千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(28年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度普通会計決算)	432 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度普通会計決算)	18,783 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	4.7 %		
手当の種類(手当数)	9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	右記業務に従事した職員	徴収業務に従事したとき、又は保育料等税外収入の徴収業務に従事したとき	日額1回 300円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の防疫作業に従事したとき	1回 300円
災害現場作業手当	右記業務に従事した職員	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、屋外において応急作業又は復旧作業に従事したとき	日額1回 300円
社会福祉職員手当	生活保護担当職員	社会福祉に関する業務に専ら従事する者	日額1回 300円
死体取扱作業手当	右記業務に従事した職員	人の死体の収容、搬送等の作業に従事したとき	1件 5,000円
保健指導業務手当	保健師、栄養士	保健指導に関する業務に従事したとき	日額1回 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	現地において公共の用に供する土地の取得等の交渉の業務に従事したとき	日額1回 300円
下水道排水設備検査手当	右記業務に従事した職員	現地において排水設備検査の作業に従事したとき	日額1回 300円
水道料金等徴収手当	右記業務に従事した職員	水道料金等徴収業務に従事したとき	日額1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	128,669 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	328 千円

(6) その他の手当(28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同		51,177 千円	213,235 円
	1人につき	6,500円				
	特定期間の加算	5,000円				
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員	異	月額12,000円を超える家賃を支払う職員	28,670 千円	273,040 円	
	20,500円以下→家賃-9,500円	異	家賃23,000円以下→家賃-12,000円			
	20,500円<家賃<52,500円→(家賃額-20,500円)÷2+11,000円	異	23,000円<家賃<55,000円→(家賃額-23,000円)÷2+11,000円			
	家賃52,500円以上→27,000円	異	55,000円以上→27,000円			
	2 配偶者等の居住する借家・借間 (1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員	異	左と同じ条件で、月額が12,000円			
(2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員	異	左と同じ条件で、月額が12,000円				
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	同		32,344 千円	78,696 円	
	55,000円以下については運賃等相当額 55,000円を超える場合は、その差額の1/2を加算					
	2. 自動車等の使用者 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	同				
	距離に応じて2,700円～43,900円	異	距離区分、支給額が異なる 2,000円～31,600円			
単身赴任手当	支給要件 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同		0 千円	0 円	
	定額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて加算 6,000円～58,000円	異	加算額 8,000円～70,000円			
宿日直手当	一般の宿日直 5,400円 医師の当直 20,000円	異	一般の宿日直 4,200円	0 千円	0 円	
			農場等における当直 5,100円			
			研修施設等における当直 5,900円			
			医師の当直 20,000円			
			常直 21,000円			
	勤務時間が5時間未満の場合 50/100					
寒冷地手当	支給なし					
管理職手当	部長	72,000円		51,696 千円	594,206 円	
	次長・参事	58,200円				
	課長・主幹・各行政委員会事務局長	47,800円				
	課長補佐	39,100円				
	給食センター副所長	35,300円				

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

給料	区分	給料月額等		
		(参考)類似団体における最高/最低額		
報酬	市長	981,000 円	1,037,000 円 / 435,000 円	
	副市長	777,000 円	857,000 円 / 571,000 円	
	議長	463,000 円	543,000 円 / 350,000 円	
報酬	副議長	406,000 円	503,000 円 / 300,000 円	
	議員	385,000 円	457,000 円 / 280,000 円	
期末手当	市長	(27年度支給割合)		
	副市長	3.10	月分	
退職手当	議長	(27年度支給割合)		
	副議長	3.10	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×支給率(48/100)	22,602,000	退職時
	副市長	給料月額×在職月数×支給率(29/100)	10,815,000	退職時
	備考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成28年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	再任用短時間勤務職員配置による減 任期付職員配置による増 企業誘致業務の増 認定こども園新設による増 再任用短時間勤務職員配置による減
		総務	154	153	-1	
		税務	30	31	1	
		農林水産	27	27	0	
		商工	7	8	1	
		土木	46	46	0	
		民生	85	90	5	
		衛生	51	50	-1	
	計	406	411	5	<参考> 人口1万人当たり職員 65.22 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.52 人)	
	教育部門	79	67	-12	幼稚園廃園による減	
消防部門			0			
小計	485	478	-7	<参考> 人口1万人当たり職員 75.85 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.51 人)		
公営企業計等部門	水道	18	17	-1	業務適正化による減	
	下水道	9	8	-1	業務適正化による減	
	その他	20	20	0		
	小計	47	45	-2		
合計		532	523	-9	<参考> 人口1万人当たり職員数 83 人	
		[559]	[559]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	36人	53人	51人	42人	41人	68人	60人	43人	60人	65人	2人	523人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	23	24	25	26	27	28	過去5年間の増減数(率)
一般行政	402	391	389	392	406	411	20 (4.9%)
教育	105	101	100	95	79	67	-34 (-50.7%)
消防							()
普通会計計	507	492	489	487	485	478	-14 (-2.9%)
公営企業等会計計	72	47	47	47	47	45	-2 (-4.4%)
総合計	579	539	536	534	532	523	-16 (-3.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比
27年度	千円 2,888,234	千円 134,332	千円 99,681	% 3.45%	% 3.26

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
27年度	人 18	千円 64,235	千円 10,227	千円 25,219	千円 99,681	千円 5,538	千円 6,191

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊達市	44.3 歳	317,500 円	484,587 円
全国平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊達市		普通会計	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
1,434 千円		1,447 千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.60 月分	2.55 月分	1.60 月分
(1.40)月分	(0.75)月分	(1.40)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

伊達市			伊達市一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置 ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置として2%～20%の加算があります。			その他の加算措置 ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置として2%～20%の加算があります。		
			一人当たり平均支給額 9,998 千円 22,028 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

エ 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料金等徴収手当	右記業務に従事した職員	水道料金等徴収業務に従事したとき	日額1回 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	3,344 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	239 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(2) その他の手当(28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)			2,267 千円	206,045 円
住居手当	(一般行政職に同じ)			875 千円	291,600 円
通勤手当	(一般行政職に同じ)			1,378 千円	91,868 円
単身赴任手当	(一般行政職に同じ)			— 千円	— 円
宿日直手当	(一般行政職に同じ)			— 千円	— 円
寒冷地手当	(一般行政職に同じ)			— 千円	— 円
管理職手当	(一般行政職に同じ)			2,363 千円	590,742 円